

江南市分別収集計画

(第 1 1 期:令和 8 年度～令和 1 2 年度)

令和 7 年 6 月

江 南 市

江南市分別収集計画

令和7年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、ごみ処理量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化や最終処分場の延命化を図るとともに、資源の有効利用及び循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりのため、全市を挙げてごみ減量「57（コウナン）運動」を推進し、さらなるごみに対する市民の意識改革を進めるとともに、引き続き4Rを推進する。

- (1) ごみの回避・・・ごみになるものを買わない、受け取らない

→リフューズ（R e f u s e）

- (2) ごみの減量・・・ごみを減らす

→リデュース（R e d u c e）

- (3) 再使用・・・繰り返し使う

→リユース（R e u s e）

- (4) 再生利用・・・資源として再生する

→リサイクル（R e c y c l e）

- ・全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・小中学生に対する環境(ごみ)教育の実施等により、ごみ処理及び環境美化に対する意識の高揚を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項 目	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
容器包装廃棄物	7,818	7,782	7,754	7,723	7,694
製品プラスチック	194	193	193	192	191

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進協議会で廃棄物の減量及び再利用の推進方策について協議するとともに、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

(1) 市民を対象とする啓発事業の実施

- ・市内各区、町内会、集合住宅、各種団体等を対象とするごみ減量に関する説明会を実施
- ・各種団体等のごみ処理施設見学会を実施
- ・小中学校生に対する環境（ごみ）教育の充実
- ・ボランティア分別指導員の育成
- ・マイボトル・マイカップ持参運動

(2) 事業者による取り組みの促進

- ・販売店における簡易包装・ノー包装の推進
- ・分別が不徹底な事業者への指導

- ・大規模建築物所有者への指導
- ・オフィス等での使い捨て容器の削減

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		空き缶類
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製の容器	空き瓶類（無・白色）
	茶色のガラス製の容器	空き瓶類（茶色）
	その他のガラス製の容器	空き瓶類（その他色）
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されたものを除く）		牛乳パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの		雑誌・雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	73 t	72 t	72 t	72 t	72 t
主としてアルミ製の容器	41t	41t	41t	41t	41t
無色のガラス製容器	(合計) 185t	(合計) 184t	(合計) 183t	(合計) 182t	(合計) 182t
	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t
	(独自処理量) 185t	(独自処理量) 184t	(独自処理量) 183t	(独自処理量) 182t	(独自処理量) 182t
茶色のガラス製容器	(合計) 126t	(合計) 126t	(合計) 125t	(合計) 125t	(合計) 124t
	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t
	(独自処理量) 126t	(独自処理量) 126t	(独自処理量) 125t	(独自処理量) 125t	(独自処理量) 124t
その他のガラス製容器	(合計) 68t	(合計) 68t	(合計) 68t	(合計) 68t	(合計) 67t
	(引渡量) 68t	(引渡量) 68t	(引渡量) 68t	(引渡量) 68t	(引渡量) 67t
	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	28t	28t	28t	28t	28t
主として段ボール製の容器	262t	261t	260t	259t	258t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t
	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t
	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 137t	(合計) 137t	(合計) 136t	(合計) 136t	(合計) 135t
	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t
	(独自処理量) 137t	(独自処理量) 137t	(独自処理量) 136t	(独自処理量) 136t	(独自処理量) 135t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 588t	(合計) 662t	(合計) 660t	(合計) 657t	(合計) 655t
	(引渡量) 588t	(引渡量) 662t	(引渡量) 660t	(引渡量) 657t	(引渡量) 655t
	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t
	(うち白色トレイ)	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t
		(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t
		(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t	(独自処理量) 0t
	(うち製品プラ)	(合計) 77t	(合計) 152t	(合計) 152t	(合計) 151t
		(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t	(引渡量) 0t
		(独自処理量) 77t	(独自処理量) 152t	(独自処理量) 152t	(独自処理量) 151t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、令和7年3月策定の「江南市ごみ処理基本計画」による計画人口に基づき、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
97,160人 (対前年度比) 99.53%	96,701人 (対前年度比) 99.53%	96,368人 (対前年度比) 99.66%	95,994人 (対前年度比) 99.61%	95,631人 (対前年度比) 99.62%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在子ども会等回収協力団体による集団回収が進んでいる容器包装(段ボール、紙パック)については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施するものとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		空き缶類	委託業者による 定期収集	民間業者
主としてアルミ製の容器				
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製の容器	空き瓶類（無・白色）		
	茶色のガラス製の容器	空き瓶類（茶色）		
	その他のガラス製の容器	空き瓶類（その他色）		
主として紙製の容器包装であって飲料を 充てんするためのもの（原材料としてアル ミニウムが利用されたものを除く）		牛乳パック		
主として段ボール製の容器包装		段ボール		
主として紙製の容器包装であって、上記 以外のもの		雑誌・雑がみ		
主としてポリエチレンテレフタレート （PET）製の容器であって飲料又はし ょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル		
主としてプラスチック製容器包装であつ て上記以外のもの		プラスチック製容器 包装類		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管等は次のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器		空き缶類	プラスチック製 コンテナ	パッカー車	民間施設
主としてアルミ製の容器					
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製の容器	空き瓶類（無・白色）	プラスチック製 コンテナ	パッカー車	民間施設
	茶色のガラス製の容器	空き瓶類（茶色）			
		その他のガラス製の容器	空き瓶類（その他色）	プラスチック製 コンテナ	平ボディー車
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されたものを除く）		牛乳パック	プラスチック製 コンテナ	平ボディー車	民間施設
主として段ボール製の容器包装		段ボール	無し （ひもで縛る）	パッカー車	民間施設
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの		雑誌・雑がみ	ひもで縛る又は プラスチック製 コンテナ	パッカー車	民間施設
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル	折りたたみ式 回収ボックス	平ボディー車	民間施設
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装類	折りたたみ式 回収ボックス	パッカー車	民間施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進協議会等で市民・事業者・市がそれぞれの立場で意見交換をし、適正なごみ処理に向けて共通認識を形成していく。
- ・ 分別の指導及び分別精度の向上のため、各区・町内会に対して資源ごみ分別協力金を交付し、資源ごみ集積場所における地区役員等による分別活動の取組を支援する。
- ・ 分別収集の徹底を図るため、ボランティア分別指導員を育成する。